

令和6年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

## 記

### 1. 事業名

令和6年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業

### 2. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル(AT)における注目度が高まっている一方で、ATWS2023参加者アンケートでは「情報不足」を課題として挙げる意見が多かったことから、引き続き、海外旅行会社やメディア並びに観光客等向けに効果的に情報発信していくことが求められている。

当機構では、過去数年に渡って北海道のATを紹介する動画作品を制作し、YouTubeへの掲載や商談会・イベント等での放映を行ってきたが、動画発信の舞台はソーシャルメディアが主となっており、海外旅行会社やメディアとの商談ではタブレットやスマートフォンで動画を見せ、商談後の接触もWhatsAppやInstagramといったSNSが主流である。

本事業では、上記のような現状において活用しやすい種類の動画を新たに制作し、情報を求めている旅のプロや観光客等に届きやすい手段をもって発信を目指すこととする。

### 3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

### 4. 今後のスケジュール(予定)

|          |  |
|----------|--|
| 7月17日(水) | 公示   |
| 7月26日(金) | 企画提案の参加表明期限  |
| 8月9日(金)  | 企画提案書の提出期限   |
| 8月19日(月) | 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)<br>※4社以上応募の場合は15日(水)に書類による予備審査、19日(月)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う |
| 8月下旬~2月  | 委託事業者決定、契約締結、事業の実施   |

### 5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構  
観光戦略部 石橋静枝  
Email ishibashi@visithkd.or.jp  
TEL 070-8921-4658

以上

# 令和6年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

## 1. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）における注目度が高まっている一方で、ATWS2023参加者アンケートでは「情報不足」を課題として挙げる意見が多かったことから、引き続き、海外旅行会社やメディア並びに観光客等向けに効果的に情報発信していくことが求められている。

当機構では、過去数年に渡って北海道のATを紹介する動画作品を制作し、YouTubeへの掲載や商談会・イベント等での放映を行なってきたが、動画発信の舞台はソーシャルメディアが主となっており、海外旅行会社やメディアとの商談ではタブレットやスマートフォンで動画を見せ、商談後の接触もWhatsAppやInstagramといったSNSが主流である。

本事業では、上記のような現状において活用しやすい種類の動画を新たに制作し、情報を求めている旅のプロや観光客等に届きやすい手段をもって発信を目指すこととする。

## 2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

## 4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

## 5. 委託事業費（上限）

7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(2) 業務スケジュール

- 7月17日(水) 公示  
7月26日(金) 企画提案の参加表明期限  
8月9日(金) 企画提案書の提出期限  
8月19日(月) 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)  
※4社以上応募の場合は15日(水)に書類による予備審査、19日(月)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う  
8月下旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施  
2月28日(金) 事業実績報告書の提出  
※事業説明会は行いません。不明な点がある場合は、15. 事業問合せ先までご連絡ください。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 映像制作

① 用途

(ア) 北海道のアドベンチャートラベルに係わる各種プロモーション(SNS、ウェブサイトなど)

(イ) 旅行会社(DMC)、DMO、メディアへの提供

② 基本規格

フルHD以上 1920×1080ピクセル MP4ファイル形式

③ 言語

(ア) 音声 英語を基本とする

(イ) 字幕 日本語の音声が入る場合は英語字幕を入れる

④ 制作本数・尺

(ア) 縦型動画 15~30秒程度 アクティビティ単体 15本

(イ) 縦型動画 15~30秒程度 特別な体験 5本

⑤ 編集方法・素材

新規撮影および既存素材の編集による制作とする。

⑥ テーマ・内容

(ア) アクティビティ単体動画については、北海道のATの魅力を感じられる様々なアクティビティ(トレッキング、サイクリング、カヌー、SUP、釣り、野鳥観察、文化体験、地域住民との交流、バックカントリー・サイドカントリースキー、スノーシュー等)を取り上げた内容とすること。なお、アクティビティの種類が重複することは差し支えないが、四季折々の全道各地域のアクティビティをバランス良く取り上げること。

(イ) 特別な体験動画については、特別な体験等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業「日本初の地域認定ガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業」により作成した以下のコンテンツを取り上げた内容とすること。

・ 閉門後の積丹町神威岬灯台におけるトレッキング(積丹町)

・ 有珠山規制エリアトレッキング(有珠周辺)

・ 森林アイヌ文化体験(平取町)

・ 糠平湖の氷上サイクリング(上士幌町)

・ 利尻島サイクリング(利尻島)

⑦ 既存動画

(ア) 参加表明事業者には、観光機構より素材内容が分かる資料を配布する。

(イ) 素材は採択後に提供する。受託事業者は記憶媒体(ハードディスク、USBなど)を用意すること。

(ウ) 提供する素材データは、当事業にのみ使用し、事業終了後に削除すること。

(エ) 受託者にて用意するライブラリー素材は補助的に活用することを可とするが、納品後の2次利用が可能であることとする。

⑧ 留意事項

(ア) 編集にあたり、これまでに制作した動画を参考とし、ATの理念や視聴対象となるマ

マーケットのニーズに合致するように AT に知見のある者を監修としてつけること。  
参考動画

<https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdkiUs22iB3rPcTaPB6IDylP&si=I1YjI78hdKx1hEqr>

- (イ) 使用する音源 (BGM) 等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む 2 次利用が可能であること。
- (ウ) 仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
- (エ) 映像および編集後の動画の著作権は、観光機構のみに帰属するものとする。

(2) 映像発信

(1) により制作した動画を、ウェブ広告 (航空券・宿泊の検索サイト) など、旅前シーンで欧米豪の観光客等に効果的に訴求できる媒体による発信を提案すること。

① 媒体および KPI

(ア) 発信マーケット (例: 欧州、北米など、国名を挙げてよい)

(イ) 発信メディア詳細 (メディア名、種類、特徴、視聴者や登録者数、フォロワー数、ページビュー (PV) 数、ユニークユーザー (UU) 数、視聴閲覧者の国別割合など、できるだけ詳細な配信の詳細)

(ウ) 発信時期や掲載期間を記載すること

(エ) その他

SNS 等による情報発信も可とするが、観光機構が管理する SNS 等による発信は、観光機構の別事業にて実施する予定であるため、提案には含まないこと。

② 発信時期 (期限)

令和 7 年 2 月 14 日 (金) までに露出・発信を完了すること。

(3) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力 (プレスリリースによる無料パブリシティ等) を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(4) その他

上記以外に、当事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(5) 上記 (1)～(4) の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記 (1)～(4) の業務にかかる進行管理

(7) 事業実績報告書及び成果物の提出

① 一次納品

納品期限: 令和 6 年 11 月 29 日 (金) まで

納品物:

(ア) 制作動画 (既存素材を活用したもの及び新規撮影で夏のアクティビティを取り上げたもの)

(イ) テロップ等が含まれていない動画データ (MP4 ファイル、編集可能な状態のもの)

② 二次納品 (最終納品)

納品期限: 事業期間終了まで

納品物:

(ア) 制作動画 (新規撮影で冬のアクティビティを取り上げたもの)

(イ) テロップ等が含まれていない動画データ (MP4 ファイル、編集可能な状態のもの)

(ウ) 事業実績報告書 紙媒体 3 部およびデータ

映像発信については、掲載した媒体が明確に確認できる資料を含めるほか、SNS 等による発信の場合は、閲覧者の反応が分かる資料 (いいね数やコメント数等のエンゲージメント率等が記載された資料) を含めること。

(エ) 上記納品物①～②すべてのデータを格納した USB メモリまたは容量が足りない場合はハードディスク 2 部

## 8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和6年7月26日(金)15:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 観光戦略部 石橋静枝 ishibashi@visithkd.or.jp

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容(企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

#### ② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする( A4用紙1枚程度)。

#### ③ 実施スケジュール(企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する)

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

#### ④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

#### ⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

#### ⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること(定型書式は別添のとおり)

#### ⑦ 見積書(参考見積り)

- 押印不要(企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する)
- 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

### (2) 規格及び部数

A4判 5部(社名あり1部、社名なし4部)

### (3) 提出方法

提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。

### (4) 提出期限

令和6年8月9日(金)15:00(厳守)

### (5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 観光戦略部

担当: 石橋 静枝 TEL 070-8921-4658

## 10. 選定基準

### (1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

### (2) 企画提案の目的適合性

- 指示内容が十分理解されているか。
- 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- 効果的な事業内容となっているか。

### (3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

## 11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

## 12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

## 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

## 14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

## 15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構  
観光戦略部 石橋 静枝  
Email [ishibashi@visithkd.or.jp](mailto:ishibashi@visithkd.or.jp)  
TEL 070-8921-4658

以上

別紙

## 委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

### 契約全般について

#### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

#### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

#### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

#### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

#### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

#### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

#### 再委託について

再委託は禁止です。  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

#### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

#### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和6年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和6年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。



(取引金融機関)

第 1 1 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、  
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 1 2 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに  
帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するもの  
とする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 3 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 4 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 5 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員  
が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 6 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員  
は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 1 7 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年  
度の終了後 5 年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 8 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 9 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業 \_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり本コ  
ンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 \_\_\_\_\_ 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が  
記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出す  
る。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

|     |                         |   |
|-----|-------------------------|---|
| 代表者 | (所在地)<br>(名 称)<br>(代表者) | ⑧ |
| 構成員 | (所在地)<br>(名 称)<br>(代表者) | ⑧ |
| 構成員 | (所在地)<br>(名 称)<br>(代表者) | ⑧ |

